旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 30 年６月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社百戦錬磨（ＳＴＡＹ　ＪＡＰＡＮ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7498号　④株式会社百戦錬磨　仙台市青葉区本町二丁目17番17号　代表取締役　上山康博　⑤東京営業所　東京都千代田区外神田二丁目18番20号　⑥平成30年１月18日　⑨平成30年５月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫仙台市青葉区本町二丁目17番17号　株式会社百戦錬磨　代表取締役　上山康博

Ｃ　①有限会社増田総業　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1174号　④有限会社増田総業　埼玉県加須市北小浜1264番地１　代表取締役　増田俊行　⑤本社営業所　埼玉県加須市麦倉1940－１　⑥平成28年２月26日　⑨平成30年６月12日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県加須市北小浜1264番地１　有限会社増田総業　代表取締役　増田俊行

Ｂ　①株式会社オズ・プロジェクト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5384号　④株式会社オズ・プロジェクト　東京都中野区中野五丁目65番４号　代表取締役　岡田繁　⑤本社営業所　東京都中野区中野五丁目65番４号　⑥平成15年７月３日　⑧平成30年５月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中野区中野五丁目65番４号　株式会社オズ・プロジェクト　代表取締役　岡田繁

Ｂ　①ヤマトロジスティクス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7465号　④ヤマトロジスティクス株式会社　東京都中央区銀座二丁目12番18号　代表取締役　本間耕司　⑤海外生活支援サービスカンパニー　東京都中央区新川１－14－５金盃第３ビル４階　⑥平成29年11月16日　⑧平成30年５月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区銀座二丁目12番18号　ヤマトロジスティクス株式会社　代表取締役　市野厚史

Ｂ　①東京工芸大学生活協同組合　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－615号　④東京工芸大学生活協同組合　神奈川県厚木市飯山1583　代表理事　森山剛　⑤ＳＥＲＶＩプレイガイド　神奈川県厚木市飯山1583　⑥平成６年６月８日　⑧平成27年６月７日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県厚木市飯山1583　東京工芸大学生活協同組合　代表理事　森山剛

Ｂ　①日本旅行計画株式会社　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－882号　④日本旅行計画株式会社　川崎市麻生区岡上1462－70　代表取締役　近藤達也　⑤本社営業所　川崎市麻生区岡上1462－70　⑥平成８年３月22日　⑧平成30年５月31日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫川崎市麻生区岡上1462－70　日本旅行計画株式会社　代表取締役　近藤達也

Ｂ　①ＭＭＢサービス社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2399号　④美馬雅人　大阪府堺市西区宮下町11番44－19号　⑤本社営業所　大阪府堺市西区宮下町11番44－19号　⑥平成18年12月22日　⑧平成30年４月13日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市西区宮下町11番44－19号　相続人　美馬文子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 30 年６月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社トラベルウィズ　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6678号　④株式会社トラベルウィズ　東京都新宿区西新宿三丁目３番15号　代表取締役　藤田博史　⑤新宿ワシントンホテル営業所　東京都新宿区西新宿３丁目２番９号　⑥平成元年10月16日　⑦平成30年５月22日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①キャビファイジャパン株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－7314号　④キャビファイジャパン株式会社　東京都千代田区有楽町一丁目12番１号新有楽町ビル11階　代表取締役　安藤公二　⑤本社営業所　東京都千代田区有楽町一丁目12番１号新有楽町ビル11階　⑥平成29年３月２日　⑦平成30年５月17日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ジェイティービーサポート中部　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1446号　④株式会社ジェイティービーサポート中部　名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号東海ビルディング６階　代表取締役　内海勝仁　⑤トラベルデスク　名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号　⑥平成９年２月26日　⑦平成30年４月21日　⑧1400万円　⑨7000万円